

計画作成年度	令和7年度
計画主体	豊岡市

豊岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 豊岡市役所コウノトリ共生部林務水産課
 所 在 地 兵庫県豊岡市中央町2-4
 電 話 番 号 0796-23-1127
 F A X 番 号 0796-24-8101
 メールアドレス rinsui@city.toyooka.lg.jp

目次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1)	被害の現状（令和6年度）	1
(2)	被害の傾向	3
(3)	被害の軽減目標	4
(4)	従来講じてきた被害防止対策	4
(5)	今後の取組方針	8
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	9
(1)	対象鳥獣の捕獲体制	9
(2)	その他捕獲に関する取組	10
ア	有害鳥獣捕獲柵等設置事業（市単独事業）	10
イ	狩猟免許取得促進事業（市単独事業）	10
ウ	豊岡狩猟スクール開校事業	11
(3)	対象鳥獣の捕獲計画	11
(4)	許可権限委譲事項	13
4	防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	13
(1)	侵入防止柵の整備計画	13
(2)	その他被害防止に関する取組	14
5	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	14
(1)	関係機関等の役割	14
(2)	緊急時の連絡体制	14
6	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	15
7	捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	15
8	被害防止施策の実施体制に関する事項	15
(1)	協議会に関する事項	15
(2)	関係機関に関する事項	15
(3)	鳥獣被害対策実施隊に関する事項	15
(4)	その他被害防止施策の実施体制に関する事項	16
9	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	16

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

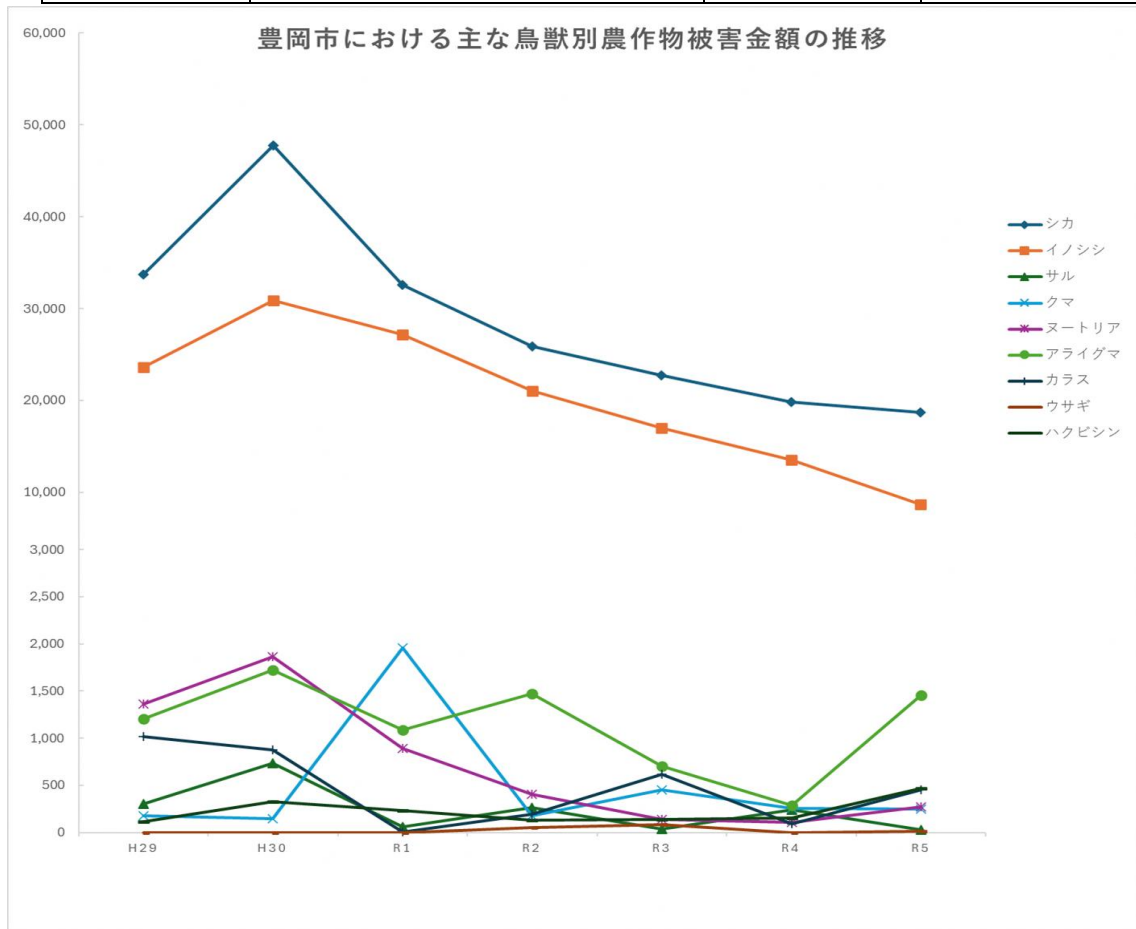
対象鳥獣	ニホンジカ（以下「シカ」という。）、イノシシ、ニホンザル（以下「サル」という。）、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）、ヌートリア、アライグマ、カラス、ノウサギ、ハクビシン、カワウ、アナグマ、タヌキ、テン、イタチ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	豊岡市域一円

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
シカ	稲	16,356千円	13.74ha
	麦類	68千円	0.43ha
	豆類	374千円	0.95ha
	雑穀	111千円	1.08ha
	野菜	147千円	0.07ha
イノシシ	稲	11,071千円	9.30ha
	麦類	1千円	0.01ha
	豆類	54千円	0.12ha
	雑穀	49千円	0.48ha
サル	稲	47千円	0.04ha
クマ	果樹	152千円	0.02ha
ヌートリア	稲	2,202千円	1.85ha
アライグマ	果樹	76千円	0.01ha
	野菜	153千円	0.03ha
カラス	野菜	58千円	0.06ha
ハクビシン	野菜	87千円	0.09ha
ノウサギ	被害の実態は確認できていないが、目撃情報、捕獲実績があり、今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—
カワウ	被害の実態は確認できていないが、水産業での被害は発生しており、目撃情報や捕獲実績もある。今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積
アナグマ	被害の実態は確認できていないが、目撃情報、捕獲実績があり、今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—
タヌキ	被害の実態は確認できていないが、目撃情報、捕獲実績があり、今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—
テン	被害の実態は確認できていないが、目撃情報、捕獲実績があり、今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—
イタチ	被害の実態は確認できていないが、目撃情報、捕獲実績があり、今後急速に被害が拡大する危険性がある。	—	—



(2) 被害の傾向

本市における鳥獣の生息頭数は、兵庫県森林動物研究センター（以下「センター」という。）が行っている農会アンケート、狩猟者アンケートに加え、目撃情報、被害状況、気候の変化（積雪量の減少）等から推測すると、シカについては捕獲数に応じて、年々減少しているものの、鳥獣全体としては依然として相当数生息していると考えられる。

本市に生息している大型哺乳類は、シカ、イノシシ、クマ、サルであり、いずれも人間生活との間に深刻な軋轢が生じている。特にシカ、イノシシによる被害が深刻であり、毎年時期を選ばず、山すその農地から集落内の農地にまで、広域的に深刻な農林業被害を引き起こしている。

シカについては、有害捕獲による捕獲圧を強化してきた成果もあり、平成30年をピークに被害は減少傾向にある。しかし、一部の防除の進んでいない地区での被害は減少しておらず、また、市全域で道路への飛び出しによる交通事故も発生しており、対策の継続が必要である。

イノシシについても、被害は減少傾向にあるものの、一度出沒すると、掘り返しによる農地の畦や法面の崩壊など大きな被害をもたらすほか、農業の基盤施設に対する被害も各地で見られており、営農意欲の低下につながっている。

サルについては、城崎A群（主に城崎地域と豊岡地域を行動圏にする推定42頭の群れ）が生息しており、農作物被害だけでなく、住居への侵入や屋根瓦の破損等の生活被害、住民を威嚇するなどの精神被害を及ぼしている。

クマについては、果樹や野菜など農作物被害に加え、集落内への出沒や庭先の家庭果樹の食害など、多大な精神被害・生活被害を及ぼしている。山の実り（ドングリ類の豊凶調査）が大凶作となった令和6年度には、年間で300件を超える目撃・痕跡情報が寄せられ、令和7年5月には農作業中の男性が襲われる事故が発生した。

さらに、ヌートリア、アライグマ等の外来生物による軋轢も発生している。積極的な捕獲を行っているものの、水稻や野菜など、外来生物による被害は抑制できておらず、今後も被害の拡大が危惧される。

カラスについては、野菜やいも類の被害が顕著になってきている。必要に応じて捕獲を行っているが、被害は減少していない。

カワウについては、水産業被害の実態は確認できていないが、被害が拡大していく恐れがある。

近年、ノウサギやハクビシンの目撃・被害情報が増加しており、今後果樹や野菜の被害拡大が懸念される。

アナグマ、タヌキ、テン及びイタチによる被害の実態は確認できていないが、目撃情報の急増に伴い、今後の被害拡大が懸念される。

以上、野生鳥獣全体で見ると被害金額、被害面積ともに減少傾向にあるが、対策の手を緩めれば、対策が進んでいない地域に被害が増大することが懸念されるため、「捕獲」と「防除」の両輪での総合的な被害対策の推進が求められる。

さらに、過疎・高齢化が深刻な集落では、空き家や耕作放棄地の増加に伴

い、野生鳥獣の生息地が拡大している傾向も見られ、空き家・耕作放棄地対策も課題となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
シカ	15.57ha 18,168,000円	10.90ha 12,717,600円（30%減）
イノシシ	8.33ha 8,501,000円	5.83ha 5,950,700円（30%減）
サル	0.03ha 30,000円	0.02ha 21,000円（30%減）
クマ	0.15ha 252,000円	0.11ha 176,400円（30%減）
ヌートリア	0.19ha 272,000円	0.13ha 190,400円（30%減）
アライグマ	0.48ha 1,444,000円	0.34ha 1,010,800円（30%減）
カラス	0.13ha 456,000円	0.09ha 319,200円（30%減）
ハクビシン	0.05ha 471,000円	0.04ha 329,700円（30%減）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	平成17年の新市発足を機に、豊岡市有害鳥獣捕獲班（以下「捕獲班」という。）を編成し、市内全域を対象とした捕獲業務の実施を可能とした。 捕獲班へ有害鳥獣駆除等業務を委託し、主にシカやイノシシなどを対象に、わな猟（主にくくり罠や箱罠）や銃猟による有害捕獲を実施してきた。 平成21年度から、土日を中心に、シカ・イノシシを対象とした、捕獲班の銃器所持者による一斉捕獲を開始。特に農林被害の多い地域で重点的に実施してきた。 平成26年度から、市鳥獣害対策員や主に平日を中心に銃猟による捕獲を行うシカ捕獲専任班（銃専）を新設。平成27年度には、市鳥獣害対策員の増員とともにわな猟によるシカ捕獲専任班（わな専）も新設するなど、捕獲体制をさらに強化。 また、市単独事業による箱罠等の購入助成を行い、農会所有の箱罠等を活用したシカ・イノシシなどの有害捕獲も実施してきた。	捕獲班員数は、編成当初から見ると増加傾向にあるが、主要な捕獲班員の高齢化が進んでおり、世代交代が図られていない。 また、捕獲体制の強化とともに、捕獲活動の機会が増加し、捕獲班員一人当たりの負担が増大している。 平成26年度以降、シカ捕獲報償金を増額したことにより、捕獲頭数が大きく伸びた一方で、捕獲活動に係る経費も増大し、市の財政を圧迫している。 県の管理計画に基づきサル及びクマの捕獲頭数が制限されている。特にクマの場合、有害捕獲個体であっても放獣となる事案もあり、住民の不安

	サルについては、県の地域再生協働員制度要綱に基づき、令和元年度から令和3年度まで地域再生協働員1名を配置したが、制度廃止により、令和4年度からは過疎地域等における集落対策の推進要綱に基づく集落支援員1名を配置し、サルの群れの定期的な行動巡視や追い払い等を実施してきた。 被害の多い地域には花火などを無償で提供し、地域での追い払いの実施や被害防除学習会などを実施してきた。 また、市単独事業による防護柵の設置及び修繕助成を行い、農会所有の箱罟等を活用したサルの有害捕獲を実施してきた。 クマについては、県のツキノワグマ管理計画に基づき、県と連携して人身被害や農業被害など緊急性のある場合、ゾーニング管理の考えに基づいて有害捕獲を行ってきた。（有害捕獲個体は原則殺処分）	は大きい。
防護柵の設置等に関する取組	シカ・イノシシ対策として、国県の補助事業を活用し、集落全体を広域的に防除する防護柵を設置。山すそに設置して山から集落への侵入を防ぐ金網柵（H2.2m）、圃場を囲い侵入を防ぐワイヤーメッシュ柵（H2.0m）、電気柵（5段）などを中心に実施してきた。 市単独補助事業として、規模が小さく、複数の圃場を囲う程度の防護柵設置（上記3種類の防護柵に加え、設置状況に応じネットやトタンを設置）や、高齢者の農作業生きがい対策として畑を防護柵で囲う事業、サル被害地域に限定した防護柵（ワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせた複合柵）設置事業を実施してきた。 また、緩衝帯の整備についても、平成19年度から県事業の「野生動物共生林整備事業」の活用。令和6年度から市単独事業として「豊岡市獣害対策緩衝帯森林	防護柵を設置した集落は被害の減少効果があるが、防護柵のない集落や防護柵の張れない箇所から被害が広がる傾向がある。 広域的な防護柵の設置は防除効果が非常に高いが、設置費用が高額となるケースが多く、受益者負担（地元負担）も高額になる。そのため、部分的な設置や事業実施そのものが困難になっている状況もある。 これまでに多くの集落で設置された防護柵について、倒木等による損壊や、鳥獣被害等による損傷個所が増加しており、

	整備事業」を実施してきた。	修繕等への支援が喫緊の課題となっている。
--	---------------	----------------------

緩衝帯（バッファゾーン）設置事業実績

年度	整備面積
H 19	30.00ha
H 20	—
H 21	19.34ha
H 22	18.93ha
H 23	20.30ha
H 24	26.00ha
H 25	28.00ha
H 26	35.00ha
H 27	35.00ha

防護柵設置事業実績

年度	防護柵設置延長
H 26	37,530m
H 27	42,696m
H 28	93,552m
H 29	91,727m
H 30	46,260m
R 01	24,058m
R 02	29,234m
R 03	31,695m
R 04	14,369m
R 05	8,094m
R 06	18,002m

野生動物共生林整備事業実績

年度	整備面積
H 26	23.00ha
H 27	30.00ha
H 28	23.00ha
H 29	30.00ha
H 30	0ha
R 01	30.00ha
R 02	31.00ha
R 03	30.00ha
R 04	22.00ha
R 05	25.00ha
R 06	0ha

豊岡市野生動物被害対策緩衝帯整備事業実績

年度	整備面積
R 06	3.96ha

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣対策については、「捕獲」と「防除」の両輪から総合的な対策を実施し、野生鳥獣による被害に強い地域づくりを進めていくことが必要であると考えている。

(具体的対策)

・ 個体数調整の実施

市鳥獣害対策員及び集落支援員による独自調査に加え、センター等関係機関からの情報を基に捕獲班と連携を図りながら捕獲体制を強化して捕獲対策を進める。

捕獲主体の中心を担う捕獲班の人材不足を補うため、豊岡市狩猟免許取得促進事業を実施し、狩猟免許取得者の増加を図るとともに、兵庫県立総合射撃場において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を図る。

また、豊岡市野生動物被害対策推進協議会において、効果的な捕獲及び防除対策について意見交換し、施策検討及び情報交換等を行う。

・ 被害防止対策の実施

防護柵の設置により被害を防止する。設置にあたっては、シカやイノシシなど、複数の野生動物への対応が可能な仕様・構造を基本とし、集落主体の設置とする。また、豊岡市野生動物被害対策推進協議会において有効な防護柵の設置方法、必要箇所の検討を行う。

・ 生息環境の整備

野生動物の生態を学習し、誘引物の除去や藪の刈払いなどを集落等へ指導するなど野生動物の出没しにくい集落作りを進める。

特にサルが生息する地域については、集落支援員による監視の強化をはじめ、目撃情報を共有するサルメールやサルの襲来を感知するサル接近警報システムを活用し、ロケット花火、轟音玉等による集落での追い払いを促進するほか、サル捕獲専任班による定期的な銃猟やサル用大型檻の導入による捕獲を促進し、サルが出没しにくい環境整備に努める。

また、集落防護柵等による被害防止効果を最大限発揮させるため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備事業、森林環境譲与税を活用した豊岡市獣害対策緩衝帯森林整備事業補助金により、緩衝帯設置を推進し、野生動物と人との棲み分け及び森林の育成整備を推進する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲班と有害鳥獣駆除等業務契約を結び、主にシカやイノシシなどを対象に、わな猟（主にくくり罠や箱罠）や銃猟による有害捕獲を実施している。特に銃猟による有害捕獲では、土日を中心に、シカ・イノシシを対象とした、捕獲班の銃器所持者による一斉捕獲（犬、勢子を使った巻き狩り猟）を、特に生息密度の濃い地域で重点的に実施している。令和2年度からは捕獲困難地域での捕獲対策として、流し撃ち部隊を編成し、単独での捕獲を実施している。また、わな猟では、農会所有の箱罠等を活用したシカ・イノシシなどの有害捕獲も実施している。

さらに、市に鳥獣害対策員を配置し、独自の生息調査等を実施。その調査結果を生かしたシカ捕獲専任班（銃猟は平成26年度から、わな猟は平成27年度から活動開始）による捕獲活動を展開し、特にシカの捕獲対策を強化している。

なお、市鳥獣害対策員を含めた市職員で豊岡市鳥獣被害対策実施隊を編成し、防除対策、捕獲対策を実施している。

また、銃猟によるサル捕獲専任班（約10名）を編成し、城崎A群全体の頭数削減を図る。

豊岡市有害鳥獣捕獲班員105名（内銃器所持者45名）

豊岡市鳥獣害対策員2名（内銃器所持者2名）、集落支援員1名（内銃器所持者1名）

(2) その他捕獲に関する取組

ア 有害鳥獣捕獲柵等設置事業（市単独事業）

農会等に対し捕獲檻（箱罟等）の購入経費を助成（一部）する。

捕獲柵等設置事業実績

年度	シカ・イノシシ用	小動物用
H 26	13基	0基
H 27	14基	7基
H 28	13基	2基
H 29	12基	11基
H 30	7基	0基
R 01	6基	9基
R 02	9基	4基
R 03	2基	12基
R 04	4基	2基
R 05	8基	1基
R 06	6基	1基

イ 狩猟免許取得促進事業（市単独事業）

新たに狩猟免許を取得した者に対し取得経費を助成（定額）する。

狩猟免許取得促進助成事業実績

年度	免許取得者
H 26	17名
H 27	13名
H 28	11名
H 29	19名
H 30	5名
R 01	4名
R 02	3名
R 03	5名
R 04	5名
R 05	7名
R 06	11名

ウ 豊岡狩猟スクール開校事業

新たに狩猟免許を取得した新人ハンターに対して、ベテランハンターからワナ猟・銃猟・止め刺し・解体技術や捕獲のノウハウなどの知識を直接指導することで、捕獲体制の強化と人材育成を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
市内に生息する鳥獣の正確な頭数は不明だが、市鳥獣害対策員の調査結果に加え、センター等の関係機関からの情報や近年の目撃情報、被害状況、捕獲実績等を勘案し、生息密度が高いと思われる地区を中心に捕獲を進めて行く。 シカ、イノシシについては、市域全域で捕獲を進める。特に被害が大きいシカについては、捕獲体制を継続し、個体数調整を目的とした有害捕獲活動を行うとともに、狩猟期については、「狩猟期シカ捕獲拡大事業」等を活用して捕獲を推進する。また、県内の野生イノシシにおいて、豚熱感染が確認されていることから、感染拡大防止に向けて、捕獲強化を進めるとともに、捕獲従事者の靴底、車両等の消毒を実施するなど、防疫措置の徹底に取り組む。 サルについては、城崎A群による被害が発生している地域で捕獲を進める。また、成獣メスサル2頭、成獣オスサル1頭に発信機を装着し、群れの位置確認を行い、捕獲及び被害対策に活用する。 クマについては、生息頭数の増加により出没件数も多く、令和6年度は堅果類の凶作により300件を超える大量出没が発生した。令和7年5月には人身被害も発生しており、地域住民は精神的な苦痛を強いられている。そのため、県ツキノワグマ管理計画に基づき、注意喚起、誘引物となる不要果樹の除去等を行いながら、悪質個体については有害捕獲により原則殺処分する。さらに、令和7年9月1日から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は緊急銃猟を実施する。 ヌートリアやアライグマの外来生物については、主に目撃情報を基に積極的な捕獲を実施する。 カラス、カワウについては、被害情報を基に積極的な捕獲を実施する。 ノウサギ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、テン及びイタチについては、被害状況を検証し、追払いも含めた防除対策を基本とし、必要に応じて捕獲も実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	5,000頭	5,000頭	5,000頭
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
サル	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
クマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヌートリア	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ノウサギ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ハクビシン	必要最小限	必要最小限	必要最小限
アナグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
タヌキ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
テン	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イタチ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

※シカの捕獲頭数については、県管理計画で定められた内数とする。

捕獲等の取組内容
捕獲方法は、くくり罠、箱罠及び囲い罠を中心とし、シカやイノシシについては捕獲班による一斉捕獲、シカ捕獲専任班や流し撃ち部隊による捕獲活動など銃器による捕獲も実施する。 サルの捕獲については、県のニホンザル管理計画に基づき、オスメスの判断ができる箱罠等のわな猟、サル用大型檻による捕獲、サル捕獲専任班による捕獲活動など銃器による捕獲も実施する。 クマの捕獲については、県のツキノワグマ管理計画に基づき、原則、箱罠による捕獲とするが、緊急に捕獲の必要がある場合にはドラム缶檻を使用する。 カラスについては、銃器による捕獲を中心とし、状況に応じてわな猟による捕獲も実施する。 カワウについては、水辺の動物であるため銃器による捕獲を基本とする。 アナグマなどの小型動物については、小型の箱罠による捕獲を基本とする。 捕獲期間は、通年被害があることから、原則、狩猟期以外の期間とする。ただし、農会所有の捕獲檻を活用した有害捕獲については通年とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
高標高地などの捕獲困難地域にシカが定着しており、その対策として高い技術を有する鳥獣被害対策実施隊員が、ライフル銃による捕獲を実施する。 捕獲期間は、原則、狩猟期以外の期間とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市域一円	アナグマ、タヌキ、テン、イタチ

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ イノシシ サル	集落を連携し広域的に囲う防護柵（金網柵・電気柵・ワイヤーメッシュ柵）を整備する。 各年度5集落 ※ 防護柵の高さは、金網柵は2.2m、ワイヤーメッシュ柵は2.0mとし、電気柵は5段・1.4mを基本とする。 野生動物の農地への侵入を防ぐため集落単位で効率的に圃場を囲う防護柵（金網柵・電気柵・ワイヤーメッシュ柵・ネット・トタン等）を整備する。 各年度5集落 ※ 防護柵の高さ等の仕様については、対象鳥獣や設置箇所などの状況を踏まえ、適宜決定する。 高齢者が生きがいとして育てている農作物の栽培の場（畑地）を確保するため小規模な防護柵（金網柵・電気柵・ワイヤーメッシュ柵・ネット・トタン等）を整備する。 各年度30箇所 ※ 防護柵の高さ等の仕様については、対象鳥獣や設置箇所などの状況を踏まえ、適宜決定する。 サル被害地域における被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を組み合わせたおじろ用心棒式の防護柵を整備する。 各年度10箇所 ※ 防護柵の高さ等の仕様については設置箇所などの状況を踏まえ、適宜決定する。		

(2) その他被害防止に関する取組

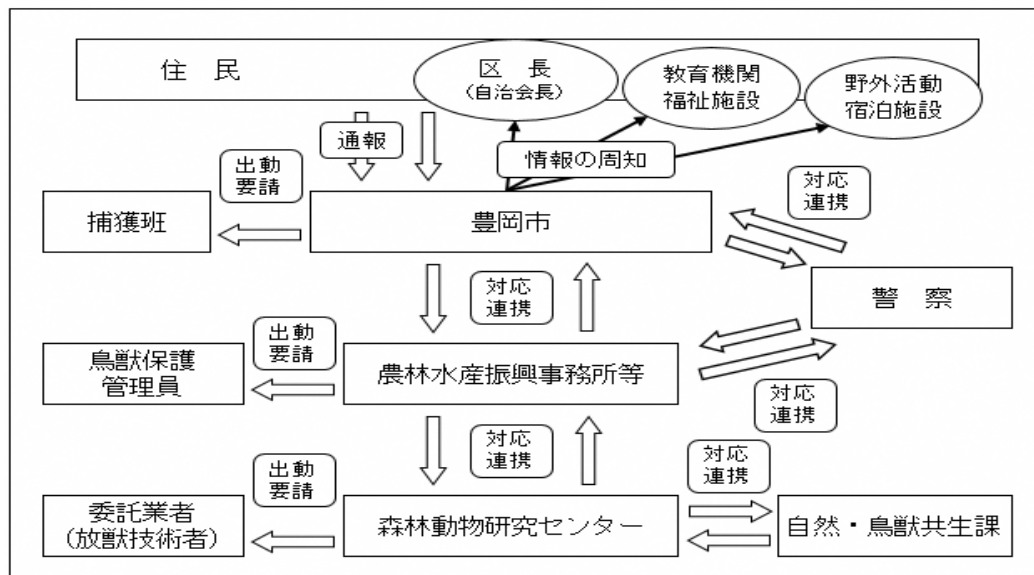
年度	対象鳥獣	取組内容
R08 ～ R10	サル クマ	誘引物の除去や藪の刈払いなどを集落等へ指導する等、集落が主体となった野生動物の出没しにくい環境づくりの推進 野生動物共生林整備事業の推進 （各年度：調査・計画1集落、実施1集落 30ha予定） 市単独補助制度「獣害対策緩衝帯森林整備事業補助金」による支援 サルメールや接近警報システムを活用した追い払い活動 住民による轟音玉等による追い払い 不要果樹の伐採、轟音玉等による追い払い

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
兵庫県豊岡農林水産振興事務所	有害捕獲許可の発行（クマ）、市とセンターと連絡調整、捕獲に際しての助言指導等
兵庫県森林動物研究センター	市と県豊岡農林振興事務所と連絡調整及び捕獲に際しての助言指導等
豊岡警察署	周辺住民への注意喚起、交通整理、生命、身体の保護のための措置等
豊岡市有害鳥獣捕獲班	鳥獣の捕獲対応等
区長（自治会長）	防災行政無線、回覧板による注意喚起等

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲活動によって捕獲した鳥獣については、埋設処理及び市内の鳥獣解体処理施設に委託しシカ肉等を有効利活用する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内にある3つの民間施設による有害捕獲活動によって捕獲した鳥獣の出張回収及び処理業務を委託することで、食肉やペットフードとして利活用する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊岡市野生動物被害対策推進協議会
構成機関の名称	役割
たじま農業協同組合	営農面からの被害防止推進
猟友会各支部	有害鳥獣捕獲推進
豊岡市有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲推進
各代表農会	追い払い、集落ぐるみの防御推進
豊岡コウノトリ森林組合	生息環境整備
兵庫県森林動物研究センター (森林動物専門員)	学識経験者（アドバイザー）
兵庫県豊岡農林水産振興事務所 (森林動物指導員)	学識経験者（アドバイザー）、森林整備指導、 管理手法の検討・支援
兵庫県豊岡農業改良普及センター	学識経験者（アドバイザー）
豊岡市林務水産課	事務局、総合調整、後継者の育成

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
豊岡警察署	周辺住民への注意喚起、交通整理、生命、身体 の保護のための措置等
区長（自治会長）	防災行政無線、回覧板による注意喚起等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置については、豊岡市林務水産課長を隊長とする、狩猟免許（銃猟・わな猟）を有している市鳥獣害対策員2名を含む市有害鳥獣対策関係職員で編成する（10名）。

集落における環境改善や防護柵等の整備に関する調査点検及びアドバイス、電気柵や金網柵などの設置に関するアドバイス、クマやサルなど、捕獲

が困難な野生動物への追払い、研修会や講習会への参加による被害防止技術や知識の習得など防除対策に取り組む他、街中や防護柵を乗り越えて耕作地に出没した野生動物などの緊急を要する捕獲や高標高地などの捕獲困難地域におけるシカ捕獲など、捕獲対策にも取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--